

令和3年第10回 美里町農業委員会会議録

令和3年10月8日

令和3年第10回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎第3・4会議室に招集する。

出席委員

1番 村田博治 2番 奥村 智 3番 濱田憲治 5番 永田末廣
6番 今田政行 7番 長木一美 8番 吉坂美佐子 9番 松田政明
10番 吉田美好

欠席委員 4番 三浦誠一

欠員 0名

事務局

事務局長 富永英司 書記 上野祐樹 津田武蔵

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午前9時00分

事務局長 こんにちは、只今から令和3年第10回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は4番三浦委員が欠席でございますが。美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、8番吉坂委員 9番松田委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分 番号1から番号10について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは、議案第29号、番号1から番号10について補足の説明を行います。番号1は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号2は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号3は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号4は、譲渡人は高齢で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号5は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号6は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号7は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号8は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号9は、譲渡人は体調を崩し農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号10は、譲渡人は体調を崩し農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、使用貸借権設定での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号 1 から番号 10 の補足の説明を終わります。それでは、議案第 29 号、番号 1 を議題とし内容の説明を 1 番村田委員に求めます。

1 番（村田委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 29 号、番号 1 の内容説明を終わります。それでは番号 1 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 1 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 29 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に、番号 2 を議題とし内容の説明を 7 番長木委員に求めます。

7 番（長木委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 29 号、番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 2 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 2 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 29 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に、番号 3 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 29 号、番号 3 の内容説明を終わります。それでは番号 3 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 3 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 29 号、番号 3 は原案どおり決定しました。次に、番号 4 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 29 号、番号 4 の内容説明を終わります。それでは番号 4 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 4 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 29 号、番号 4 は原案どおり決定しました。次に、番号 5 を議題とし内容の説明を 9 番松田委員に求めます。

9 番（松田委員） はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 29 号、番号 5 の内容説明を終わります。それでは番号 5 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 5 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 29 号、番号 5 は原案どおり決定しました。次に、番号 6 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員） はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 29 号、番号 6 の内容説明を終わります。それでは番号 6 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 6 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員多数と認めます。よって、議案第 29 号、番号 6 は原案どおり決定しました。次に、番号 7 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員） はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 29 号、番号 7 の内容説明を終わります。それでは番号 7 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 7 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 29 号、番号 7 は原案どおり決定しました。次に、番号 8 を議題とし内容の説明を 2 番奥村委員に求めます。

2 番（奥村委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 29 号、番号 8 の内容説明を終わります。それでは番号 8 につて、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 8 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 29 号、番号 8 は原案どおり決定しました。次に、番号 9 を議題とし内容の説明を 8 番吉坂委員に求めます。

8 番（吉坂委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 29 号、番号 9 の内容説明を終わります。それでは番号 9 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 9 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 29 号、番号 9 は原案どおり決定しました。次に、番号 10 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 29 号、番号 10 の内容説明を終わります。それでは番号 10 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 29 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 10 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 29 号、番号 10 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 30 号、農地法第 4 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 5 番永田委員に求めます。

5 番（永田委員）はい、・・・・・・・・。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 30 号番号 1 資料 1 をご覧ください。まず申請地についてですが、約 40 年前に植林し山林として無断で転用された経過があり、始末書のついた追認案件となっております。次に資料 2 をご

覧ください。こちらが申請地の状況で本来であれば元の農地に復旧しなければなりません。時間的・資金的にも困難とこのことでしたので現状のまま本申請となりました。次に資料 3 をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透処理での計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。なお、当該申請農地は農地の拡がりが 10ha 未満の第 2 種農地で既に山林化しておりますが、転用申請には問題ありません。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 30 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 30 号、農地法第 4 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 30 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 31 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 6 番今田委員に求めます。

6 番（今田委員） はい・・・。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 31 号番号 1 資料 1 をご覧ください。まず、申請地は駐車場及び作業場のために栗の木を全て伐採され、土を埋め嵩上げをされており始末書のついた追認案件となっております。次に、土地の選定理由についてですが、申請人は緑川漁業協同組合の組合員で水質調査や漁業のため、他の組合員と共に緑川流域を定期的に巡回しております。しかし申請地は緑川沿いにあり駐車場がなく狭い道路に路上駐車をしているのが現状であるため、駐車場及び作業場として最適地と考え土地を選定されました。次に資料 2 をご覧ください。こちらが申請地の状況で、すでに栗の木を全て伐採され嵩上げされている最中となっております。次に資料 3 をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透及び河川に流す計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。また資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われまます。なお、当該申請農地は農地の拡がりが 10ha 未満の第 2 種農地ですが、他に土地の代替性がなく転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっております、申請に係る用途に遅滞なく供

する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 31 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

会長 雨が降って増水した際に崩れないようにしてもらいたいと思います。

事務局（富永英司君）はい、わかりました。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 31 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 31 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 31 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 を議題とし内容の説明を 8 番吉坂委員に求めます。

8 番（吉坂委員）はい・・・・・・・・・・。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 31 号 番号 2 資料 1 をご覧ください。まず土地の選定理由についてですが、申請人は土木・建設の公共事業を多く受注しており、現在砂防ダム 3 基の受注があります。そのため、土が 15,000 m³出ることから土捨て場を確保する必要があり土地を選定されました。次に資料 2 をご覧ください。こちらが申請地の状況で、周囲を山林に囲まれ、長年耕作放棄地となっております。次に資料 3 をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透のみの計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。また資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は農地の拡がりが 10ha 未満の第 2 種農地ですが、他に代替性がないため転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっております。申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。また、こちらの案件は 3,000 m²を超えておりますので、県庁案件となり今月 20 日の熊本県農業会議における常設審議委員会で諮問いたします。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 31 号、番号 2 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、7 番長木委員。

7 番（長木委員）資料 1 の航空写真を見て、申請地が山の中ですがダンプが通るような進入道路はあるのですか。

事務局（津田武蔵君）はい、進入道路につきましては資料 1 でつけております航空写真が古く、現在申請地の北側一帯が土捨て場になっておりますので進入道路はありません。

7 番（長木委員）はい、今の土捨て場の延長といたしますか、拡大という感じでしょうか。

事務局（津田武蔵君）はい、はいそうです。

6 番（今田委員）はい、土捨て場で定期的に災害が発生する問題もありますので慎重にみて行って頂きたいと思います。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 31 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 31 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。その他となっておりますので全員協議会に切り替えます。

事務局 何かありませんか。

事務局 はい。

全 員 協 議 会

1. 農地転用の申請に関わる質問の回答
2. 荒廃農地の対応について

会長 それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれをもちまして閉会させていただきます。有難うございました。

本会議 午前 10 時 15 分

美里町農業委員会会議規則第 13 条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印